●廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(焼却禁止)

第16条の2 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 1 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 2 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 3 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの
- 第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、5年以下の懲役若しくは 1000 万円以下の罰金に 処し、又はこれを併科する。

(中略)

15 第16条の2の規定に違反して、廃棄物を焼却した者

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

(焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却)

- 第14条 法第16条の2第3号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。
 - 1 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
 - 2 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄 物の焼却
 - 3 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
 - 4 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
 - 5 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

(一般廃棄物を焼却する焼却設備の構造)

- 第1条の7 令第3条第2号イの環境省令で定める構造は、次のとおりとする。
 - 1 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス(以下「燃焼ガス」という。)の温度が摂氏800度以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。
 - 2 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
 - 3 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外 気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。
 - 4 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。(後略)
 - 5 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。(後略)

環境大臣が定める一般廃棄物の焼却方法(平成9年8月29日厚生省告示第178号)

- 1 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。
- 2 煙突の先端から火炎又は日本工業規格 D8004 に定める汚染度が 25%を超える黒煙が排出 されないように焼却すること。
- 3 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。